

| 回<br>(年 度)   | 問 題   |
|--------------|---|
| 第73回<br>(5年) | <p>問1 (30点)</p> <p>A社は、不動産貸付業を営む6月末決算の内国法人であるが、課税事業者である令和4年7月1日から令和5年6月30日までの課税期間（事業年度）に行った次の取引に関して、(1)～(3)の間に答えなさい。</p> <p>A社は、令和5年4月1日に、個人Bとの間で、国内に所在するB所有の居住用家屋（戸建て）について、個人Bを売主、A社を買主として、24,200,000円で売買する契約を締結し、同年5月1日に個人Bから当該居住用家屋の引渡しを受けた。</p> <p>また、A社は、同日（令和5年5月1日）に、個人Cとの間で、当該居住用家屋について、A社を貸主、個人Cを借主として、同年6月1日から1年間、居住用として貸し付け、その賃貸料を1か月あたり200,000円とする契約を締結し、同日から個人Cに貸し付けた。なお、当該貸付けは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する「旅館業に係る施設の貸付け」には該当しない。</p> <p>おって、個人B及び個人Cは、いずれも国内に住所を有する本邦人であり、事業は営んでおらず、A社以外の内国法人に勤務している。</p> <p>(1) 上記居住用家屋の売買がA社において消費税法上の課税仕入れとなるかどうかについて、「課税仕入れ」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。</p> <p>(2) 上記居住用家屋の売買がA社において消費税法上の課税仕入れとなる場合、当該課税仕入れに係る消費税額が消費税法第30条第1項《仕入れに係る消費税額の控除》の規定による仕入税額控除の対象となるかどうかについて、「居住用賃貸建物」の意義を述べた上で簡潔に説明しなさい。</p> <p>(注1) A社における課税仕入れについては、その事実を明らかにした帳簿及び請求書等が法令に従って適正に保存されている。</p> <p>(注2) A社は消費税法第37条第1項《中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例》に規定する簡易課税制度の適用を受けていない。</p> <p>(3) A社が個人Cに対して行う上記居住用家屋の貸付けについて、消費税が課されるかどうか、消費税が非課税とされる「住宅の貸付け」の範囲に触れながら、簡潔に説明しなさい。</p> <p>(注) 消費税法施行令に定める事項についても触れること。</p> |

| 回<br>(年 度)   | 問 題  |
|--------------|--|
| 第73回<br>(5年) | <p>問2 (20点)</p> <p>次の(1)～(3)の間に答えなさい。なお、(2)及び(3)について、いずれも課税事業者である法人が、令和5年3月中に国内において行った取引である。</p> <p>(1) 建設業を営む内国法人D社は、令和4年11月1日に資本金10,000,000円で設立された3月末決算の株式会社であり、設立日から、国内における課税資産の譲渡等に係る事業を開始しているが、令和5年1月16日に、納税地を所轄する税務署長に対し、消費税の課税期間を三月ごとの期間に短縮することについての届出書（消費税課税期間特例選択届出書）を提出した。この場合において、D社の設立第1事業年度（令和4年11月1日から令和5年3月31日までの期間）の消費税の課税期間がどのようになるか、上記届出書の効力の生ずる時期に触れながら述べなさい。</p> <p>(2) 食品卸売業を営む内国法人E社は、飲食店業を営む内国法人F社に対して、F社が経営するレストランで提供する食事の食材（肉類）を販売した。E社がF社に対し行う食材（肉類）の販売に係る消費税の税率について、消費税法令上の適用関係を述べなさい。</p> <p>(注) 解答に当たっては、所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）附則第34条第1項第1号イに規定する「食事の提供」の意義に触れることとし、消費税法施行令及び消費税法施行規則に定める事項について触れる必要はない。</p> <p>(3) 機械製造業を営む内国法人G社は、取引先の内国法人H社に対する商品販売に係る売掛金債権及び取引先の内国法人I社に対する資金融通に係る貸付金債権について、取引先の内国法人J社へ有償で譲渡した。G社が行う上記売掛金債権及び貸付金債権の譲渡について、消費税が課されるかどうか、また、課税売上割合の計算上、注意すべき点を述べなさい。</p> <p style="text-align: right;">(50点) (答案用紙：5枚)</p> |